第

6500

묽



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2020年)令和2年 8月 14日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

## ♠ 益金・損金と収益・費用の違い

A:会計上の収益・費用に税務調整(加算・減算)したものが法人税法上の益金・損金です。 【解説】

法人税では、益金・損金の定義はありませんが、次のものは益金の額に算入することとされています。

- ① 法令で別段の定めがあるもの
- ②①以外のもので次のものに係るその事業年 度の収益の額
- (イ)資産の販売
- (ロ)有償又は無償による資産の譲渡又は役務 の提供
- (ハ)無償による資産の譲受け
- (二)その他の取引で資本等取引以外のもの そして、次のものは損金の額に算入すること とされています。
- ① 法令で別に定めるもの
- ②①以外の次に掲げるその事業年度の費用又 は損失の額
- (イ)収益に対応する売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる減価の額
- (ロ)販売費、一般管理費その他の費用(償却費 以外の費用で債務の確定しないものを除く
- (ハ)損失の額で資本等取引以外の取引に係る もの

そして、税務上の益金・損金と会計上の収益・費用は次のような関係になっています。

益金=収益+益金算入額-益金不算入

損金=費用+損金算入額-損金不算入額

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】







